

事務連絡  
平成 29 年 9 月 12 日

各（都道府県）  
政令市  
特別区）  
母子保健主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

公的さい帯血バンクに関する周知について（依頼）

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

白血病等の病気の治療のための造血幹細胞移植に用いる臍帯血については、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号。以下「移植法」という。）に基づき、厚生労働大臣の許可を受けた臍帯血供給事業者（以下「公的さい帯血バンク」という。）が、無償で提供された臍帯血を国の定める品質・安全性基準に則って保管し、必要とする患者へ提供しています。

一方、出生した子ども等の将来の疾病の治療等に備えるため、両親等からの委託を受けて臍帯血の採取、保存等を行う業者（以下「臍帯血プライベートバンク」という。）が存在しています。

この臍帯血プライベートバンクについて、平成 29 年 9 月 12 日に厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室が「臍帯血プライベートバンクの業務実態に関する調査報告書」（別添 1）を公表しました。本調査結果において、契約締結時に、両親等の保管依頼者に対して、公的さい帯血バンクと臍帯血プライベートバンクの役割の違いや、白血病等の血液疾患の治療については、移植法に基づいた公的さい帯血バンクによる提供体制が整備されていること等について、周知が十分でない可能性があることが分かりました。この結果を受け、厚生労働省健康局長より公益社団法人日本産婦人科医会長宛てに、「臍帯血採取時における適正な情報の提供について(健発 0912 第 2 号)」の厚生労働省健康局長通知（別添 2）が発出されております。

つきましては、貴母子保健主管部局におかれましても、両親等の保管依頼者に臍帯血プライベートバンクとの契約に関して必要な情報が提供されるよう、別添 1 及び別添 2 の内容について御了知いただき、母子健康手帳の交付時、両親学級や保健指導の機会等を活用してパンフレット(別添 3)の配布及び公的さい帯血バンクについての適切な情報提供を速やかにお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内市町村及び関係機関へ周知をお願いいたします。  
なお、公益社団法人日本助産師会及び公益社団法人日本看護協会助産師課に対し、同様の事務連絡を送付しております。

別添 1：臍帯血プライベートバンクの業務実態に関する調査報告書

別添 2：臍帯血採取時における適正な情報の提供について

別添 3：パンフレット「赤ちゃんを出産予定のお母さんへ」

パンフレット URL：

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/ishoku/dl/saitaiketsu01-1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ishoku/dl/saitaiketsu01-1.pdf)